

地方選挙要覧

〈令和 7 年版〉

監修 選挙制度研究会

国政情報センター

第1章 選挙のしくみ

制度の基本	選挙の種類	10
	選挙区の区割りと定数（都道府県）	11
	選挙区の区割りと定数（市・特別区）	11
	選挙区の区割りと定数（町村）	11

第2章 立候補するまで

立候補前の活動		14
禁止される行為	事前運動の禁止	16
	一定期間内の政治活動用ポスターの禁止	17
	候補者等による時候の挨拶状の禁止	17
	挨拶を目的とする有料広告の禁止	17
禁止されない行為	選挙期間前の政治活動	18
	立札・看板などの掲示の制限	19
	社交的行為	20
	立候補の準備行為	20
	候補者の選考会・推薦会	20
	立候補のための瀬踏行為	21
	政党の公認や団体の推薦を得る行為	21
	選挙運動の準備行為	22

第3章 立候補

立候補の条件	被選挙権	26
	公務員の立候補制限	28
	連座制による立候補制限	29
	供託金	30
	供託金の届出	31
立候補の届出	立候補届出期間	34
	届出先	34
	立候補届出に必要なもの	34
	立候補届出書または推薦届出書	35
	宣誓書	38
	所属党派（政治団体）証明書	38
	通称認定申請書	38
その他の届出	立候補の辞退届	44
	開票立会人・選挙立会人の届出	44

第4章 選挙運動

禁止される行為など

選挙運動期間	50
選挙運動の規制	51
選挙事務関係者の選挙運動の禁止	51
特定公務員の選挙運動の禁止	51
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	51
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止	52
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	52
公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止	53
教育者の地位利用による選挙運動の禁止	54
戸別訪問の禁止	55
署名運動の禁止	56
人気投票の公表の禁止	56
飲食物の提供の禁止	57
氣勢を張る行為の禁止	57
連呼行為の禁止	58
休憩所等の設置の禁止	58

認められる選挙手段

選挙事務所（設置・表示）	59
選挙事務所（異動・閉鎖）	63
選挙事務所（弁当の提供）	65
自動車・船舶	67
拡声機	69
選挙運動用葉書（枚数）	70
選挙運動用葉書（使用方法）	71
選挙運動用ビラ	73
インターネット（ウェブサイト等）	74
インターネット（電子メール）	76
選挙運動のための有料インターネット広告	78
ポスター・立札・看板等	79
選挙運動用ポスター（都道府県知事選挙の場合）	80
選挙運動用ポスター（知事以外の選挙の場合）	81
個人演説会告知用ポスター	83
新聞広告	85
選挙公報	86
個人演説会（開催手続など）	87
個人演説会（演説会場）	90
街頭演説	91
特殊乗車券	93
政見放送	94
経歴放送	95
その他	97

選挙運動費用

実費弁償（選挙運動員）	98
実費弁償（労務者）	99
報酬（労務者）	99
報酬（選挙運動のために使用する者）	100
法定制限額	102
出納責任者	104
会計帳簿	108
会計帳簿の記載項目	110
選挙運動費用収支報告書	114

第5章 選挙運動期間中の政治活動

選挙ごとの規制	選挙ごとの規制……………120
	規制を受けない選挙……………121
	規制を受ける選挙……………122
規制を受ける政治活動	政談演説会……………124
	街頭政談演説……………126
	政治活動用自動車……………127
	拡声機……………127
	ポスター……………128
	立札・看板など……………129
	ビラ……………130
	機関紙誌……………131
	連呼行為……………132
	公共の建物での文書図画の頒布……………133
	特定の候補者の氏名の記載……………133
	政治活動用ポスターの撤去……………133

第6章 当選

当選に関する注意	法定得票数……………136
	供託金の没収……………136
	請負業者の届出……………137
	兼職禁止の職にある者の届出……………137
	選挙期日後の挨拶行為……………137
当選の無効	当選の無効……………138
	候補者の違反行為による当選無効……………138
	連座制Ⅰ（総括主宰者・出納責任者・地域主宰者）……………139
	連座制Ⅱ（親族・秘書）……………140
	連座制Ⅲ（組織的選挙運動管理者等）……………141

第7章 寄附

寄附の禁止	候補者等の寄附の禁止……………146
	候補者等を名義人とする寄附の禁止……………148
	寄附の勧誘・要求の禁止……………148
	候補者等の関係会社等の寄附の禁止……………149
	候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止……………150
	後援団体に関する寄附の禁止……………150
	地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止……………151
政治資金規正法による寄附の制限	個人の寄附の制限……………153
	会社などの団体の寄附の制限……………154
	政治団体間の寄附の制限……………154

第8章 主な罰則一覧

買収罪	普通買収罪（事前買収）……………160 利害誘導罪……………160 事後報酬供与罪（事後買収）……………161 利益収受および要求罪……………161 買収目的交付罪……………162 買収周旋勧誘罪……………162 選挙事務関係者等の買収罪……………163 候補者等の買収罪……………163 多数人買収罪・多数人利害誘導罪……………164 常習的買収罪……………164 新聞紙・雑誌の不法利用罪……………165 候補者や当選人に対する買収罪……………166 買収等によって得た利益の没収……………166
おとり罪・寝返り罪	おとり罪……………167 寝返り罪……………167
選挙妨害罪	選挙の自由妨害罪……………168 職権濫用による選挙の自由妨害罪……………168 多衆の選挙妨害罪……………169 虚偽事項公表罪……………169 政見放送・選挙公報等の不法利用罪……………170 氏名等の虚偽表示罪……………170
投票に関する罪	投票の秘密侵害罪……………171 投票干渉罪・氏名等認知罪……………171 投票箱開披・投票取出罪……………171 選挙人の虚偽宣言罪……………172 詐偽投票罪……………172 投票偽造・増減罪……………172 詐偽登録罪……………173 代理投票における記載義務違反……………173
選挙の平穏を害する罪	選挙事務関係者・施設等に対する暴力罪……………174 凶器携帯罪……………174 選挙犯罪のせん動罪……………174
選挙報道・評論に関する罪	新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪……………175 選挙放送などの制限違反……………175

その他の選挙犯罪

選挙運動の期間制限違反	176
挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	176
立候補に関する虚偽宣誓罪	176
選挙事務関係者の選挙運動の禁止違反	177
特定公務員の選挙運動の禁止違反	177
教育者の地位利用による選挙運動の禁止違反	177
年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止違反	178
選挙犯罪者等の選挙運動の禁止違反	178
公務員等の地位利用による選挙運動の禁止違反	178
戸別訪問の禁止違反	179
署名運動の禁止違反	179
人気投票の公表の禁止違反	179
飲食物の提供の禁止違反	180
氣勢を張る行為の禁止違反	180
連呼行為の禁止違反	180
休憩所等の設置の禁止違反	181
選挙事務所の制限違反	181
自動車・船舶・拡声機の制限違反	182
選挙運動用葉書の制限違反	182
選挙運動用ビラの制限違反	183
選挙運動用電子メール等の制限違反	183
選挙運動のための有料インターネット広告の制限違反	183
文書図画（ポスター・立札・看板等）の制限違反	184
新聞広告の制限違反	185
新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	185
特殊乗車券の制限違反	185
個人演説会・街頭演説の制限違反	186
選挙期日後の挨拶行為の制限違反	186
選挙費用の法定額違反	187
収入支出に関する規制違反	187
選挙期間中の政治活動の規制違反	188

寄附の制限違反罪

候補者等の寄附の禁止違反	189
候補者等を名義人とする寄附の禁止違反	189
候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反	190
候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反	190
後援団体に関する寄附の禁止違反	190
地方公共団体と特別の関係にある者の寄附の禁止違反	191
寄附の勧誘・要求の禁止違反	191
寄附の量的制限違反（政治資金規正法）	192
寄附の質的制限違反（政治資金規正法）	193

公民権停止

公職選挙法・政治資金規正法違反	194
-----------------	-----

当選無効と立候補制限

公職選挙法違反	195
---------	-----

図表

政治活動と選挙運動の違い	14
禁止される主な行為	15
禁止されない主な行為	15
選挙運動の対策（参考）	23
連座制の対象者・要件・効果	144
会社の寄附の年間限度額	155
労働組合・職員団体の寄附の年間限度額	156
その他の団体の寄附の年間限度額	157
政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ	158
政治家個人への政治資金（寄附）の流れ	158

様式と記載例

供託書（候補者本人による現金供託の場合）	32
供託書（推薦届出人による現金供託の場合）	33
立候補届出書（本人届出の場合）	36
推薦届出書（推薦届出の場合）	37
宣誓書	39
所属党派証明書	40
通称認定申請書	41
推薦届出承諾書	42
選挙人名簿登録証明書	43
候補者辞退届出書	45
開票（選挙）立会人となるべき者の届出書	46
立会人となるべきことの承諾書	47
選挙事務所設置届（候補者本人の設置の場合）	61
選挙事務所設置承諾書（推薦届出者の設置の場合）	62
推薦届出者代表者証明書	62
選挙事務所異動届	64
個人演説会（公営施設使用）開催申出書	89
候補者経歴書	96
出納責任者選任届	106
出納責任者異動届	107
会計帳簿（収入簿）	112
会計帳簿（支出簿）	113
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書	115
振込明細書に係る支出目的書	116
選挙運動費用収支報告書	117・118

I

選挙の
しくみ

制度の基本

選挙の種類

ポイント

▶ 地方選挙には、次のような種類があります。

選挙の種類	
都道府県の知事選挙	都道府県議会の議員選挙
指定都市の市長選挙	指定都市議会の議員選挙
指定都市以外の市長選挙	指定都市以外の市議会の議員選挙
特別区の区長選挙	特別区議会の議員選挙
町村長選挙	町村議会の議員選挙

▶ 指定都市とは、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、相模原、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡、北九州、熊本の20都市です。

〔地方自治法252条の19関係〕

▶ 特別区とは、東京都の23区です。

〔地方自治法281条関係〕

選挙区の区割りと定数（都道府県）

ポイント

- ▶ 都道府県議会の議員選挙は、原則として、1つの市の区域、1つの市と隣接する町村を合わせた区域、隣接する町村を合わせた区域を基本として条例で定めることとなります。なお、指定都市の場合は、当該指定都市の区域を2以上の区域に分けた区域（ただし、原則として、区の区域は分割しない）が基本となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、都道府県の条例により定められることとなります。

〔地方自治法90条関係〕

選挙区の区割りと定数（市・特別区）

ポイント

- ▶ 市・特別区議会の議員選挙は、原則として、市の全域・区の全域が1つの選挙区となります。
ただし、指定都市の議会の議員選挙は行政区の区域が選挙区となります。

〔公職選挙法15条・266条関係〕

- ▶ 定数は、市・特別区の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条・283条関係〕

選挙区の区割りと定数（町村）

ポイント

- ▶ 町村議会の議員選挙は、原則として、町村の全域が1つの選挙区となります。

〔公職選挙法15条関係〕

- ▶ 定数は、町村の条例により定められることとなります。

〔地方自治法91条関係〕

立候補の届出

立候補届出期間

ポイント

- ▶ 立候補の届出期間は、選挙期日の告示の日（1日間）だけであり、届出時間は、午前8時30分から午後5時までです。告示日が日曜・祝日でも届出はできますが、届出時間を過ぎると受理されません。

〔公職選挙法86条の4、270条関係〕

届出先

ポイント

- ▶ 立候補の届出先は、選挙管理委員会ではなく、選挙長です。選挙長の氏名は、選挙期日の告示と同時に選挙管理委員会が告示します。選挙長の氏名は告示前でもあらかじめわかっているため、立候補届の受付場所などと共に確認しておく必要があります。なお、郵送による届出はできません。

〔公職選挙法86条の4関係〕

立候補届出に必要なもの

ポイント

- ▶ 立候補の届出には、次の書類が必要です。立候補の手続きは複雑ですので、多くの選挙管理委員会が予備的審査を実施しています。届出人は、正規の届出をする前にこれを受けておくことが適当です。
- ①候補者届出書（本人届出の場合のみ）
 - ②推薦届出書（推薦届出の場合のみ）
 - ③供託証明書
 - ④選挙期日において住所に関する要件を満たす者であることと見込まれる旨及び候補者となることのできない者でない旨の宣誓書「住所に関する要件を満たす者であることと見込まれる者」の宣誓をするのは地方公共団体の議会議員の選挙のみ）
 - ⑤所属党派証明書（無所属の者は不要）
 - ⑥戸籍謄本または抄本
 - ⑦通称認定申請書と通称の説明資料（通称使用希望者のみ。なお、旧姓を通称使用する場合は説明資料は不要）
 - ⑧候補者推薦届出承諾書（推薦届出の場合のみ）
 - ⑨選挙人名簿登録証明書（推薦届出の場合のみ）
- ※上記以外に必要なものについては、あらかじめ選挙管理委員会にお問い合わせください。

〔公職選挙法86条の4関係〕

立候補届出書または推薦届出書

ポイント

- ▶ 立候補の届出には、候補者となろうとする人が自ら届け出る方法（本人届出）と、候補者と同じ選挙区内の選挙人名簿に登録された人が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）の2種類があります。
- ▶ 本人届出の場合は立候補届出書を、推薦届出の場合は推薦届出書を提出しなければなりません（P 36・37参照）。
- ▶ 届出書の「党派」には、候補者が所属する政党その他の政治団体の名称を記入しなければなりません。2つ以上の政治団体に所属する場合は、いずれか1つの名称を記入することになります。無所属の場合は、「無所属」と記入しなければなりません。
- ▶ 届出書の「職業」は、なるべく詳細に記入する必要があります。例えば、単に「公務員」と書くのではなく「〇〇市民生委員」というように書かなければなりません。
- ▶ 届出書には、地方公共団体の長や議会議員との兼職を禁止されている職業に就いている人は、その職名を記入しなければなりません。地方公共団体と請負関係のある人は、その旨を記載しなければなりません。

（いずれも公職選挙法86条の4、同法施行令89条関係）

ケース解説

- ▶ **地方公共団体の長や議会議員との兼職を禁止されている職業とは**
在職のまま立候補できる公務員（P 28参照）のことです。これらの人が当選した場合には、原則として、従前の職業を辞めたものとみなされます（P 137参照）。
- ▶ **請負業者はなぜ請負関係を記載しなければならないのか**
地方公共団体と請負関係のある人は、請負先の地方公共団体の長や議会議員と兼職できないためです。したがって、当選しても、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係がなくなった旨の届出をしないと、当選の資格を失うことになります（P 137参照）。

立候補届出書【様式と記載例】

本人届出の場合

候補者氏名

性 別

男

本 籍

海山県海山市乙町二丁目二番地

住 所

山川県山川市甲町一丁目二番三号

生 年 月 日

昭和〇〇年〇月〇日

(満〇〇歳)

党 派

〇 〇 党

職 業

〇 〇 株式会社 社長

一のウェブサイト等のアドレス

http://〇〇.〇〇.jp

選 挙

令和 〇 年 〇 月 〇 日

執行 山川市議会議員選挙

添 付 書 類

一 供託証明書
二 宣誓書
三 所属党派証明書
四 戸籍の謄本又は抄本
(五 通称認定申請書)

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

山川市議会議員 選挙選挙長 内野 三郎 殿

甲山 乙夫

備考

1 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
2 法第八十六条の四第
四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
3 令第八十九条第四項の場合においては「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「略
称」何々と記載しなければならない。
4 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、当該選挙に係る
議員又は長と兼ねることができない職にある者についてはその職名を記載しなければならない。
5 「一のウエ
ブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する一のウェブサイト等
のアドレスを記載することができる。
6 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を行つこ
と。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

推薦届出書【様式と記載例】

推薦届出の場合

ふりがな		山 川 市 議 会 議 員		選挙候補者届出書（推薦届出）	
候補者氏名		甲 山 乙 次 夫		性 別	
本 籍		海 山 県 海 山 市 乙 町 二 丁 目 二 番 地		男	
住 所		山 川 県 山 川 市 甲 町 二 丁 目 二 番 三 号			
生 年 月 日		昭 和 〇 年 〇 月 〇 日（満 〇 歳）			
党 派		〇 〇 党		職 業	
一のウェブサイト等のアドレス		http://〇〇.〇〇.jp		〇 〇 株 式 会 社 社 長	
選 挙		令 和 〇 年 〇 月 〇 日		執 行 山 川 市 議 会 議 員 選 挙	
添 付 書 類		一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本 （七 通称認定申請書）			

右のとおり推薦届出をします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

推薦届出者

住 所 山 川 県 山 川 市 乙 町 二 丁 目 二 番 三 号

山 川 市 議 会 議 員 選 挙 選 挙 長 丙 野 三 郎 殿

乙 野 次 郎

昭 和 〇 年 〇 月 〇 日 生

備考

1 「生年月日」欄、「党派」欄及び「職業」欄の記載については、三十六頁の様式の備考に準ずる。

2 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

3 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動費用収支報告書

ポイント

罰則▶P187

- ▶ 出納責任者は、選挙運動に関するすべての収入・支出について記載した報告書（選挙運動費用収支報告書）を、添付書類と一緒に選挙管理委員会に提出しなければなりません。

〔公職選挙法189条関係〕

- ▶ 提出する書類は、次のとおりです。
 - ① 選挙運動費用収支報告書（P 117・118参照）
 - ② 収支報告書の内容が真実であることを誓う宣誓書
 - ③ 支出を証明する領収書などの写し（支出の目的・金額・年月日が記載されていなければなりません）
 - ④ 領収書などを徴し難い事情があった場合には、その旨並びに当該支出の目的・金額・年月日を記載した書面（P 115参照）又は当該支出の目的を記載した書面（振込明細書に支出の目的が記載されているときは不要）（P 116参照）並びに金融機関が作成した振込の明細書であって当該支出の金額および年月日を記載したものの写し

- ▶ 選挙運動費用収支報告書は、選挙期日の告示前、選挙期日の告示日から投票日まで、投票日以降、の3つの期間になされた収入・支出を併せて精算し、添付書類と一緒に、選挙期日から15日以内に提出しなければなりません。

精算した後になされた収支については、その収入・支出がなされた日から7日以内に提出しなければなりません。

- ▶ 選挙管理委員会に受理された選挙運動費用収支報告書の基幹部分は、要旨として公表されます。また、選挙運動費用収支報告書は、選挙管理委員会によって受理された日から3年間保存され、保存期間中は誰でも閲覧できます。

〔公職選挙法192条関係〕

- ▶ 出納責任者は、会計帳簿、明細書、支出を証明する書面（領収書など）を、選挙運動費用収支報告書を提出した日から3年間、保存しなければなりません。

〔公職選挙法191条関係〕

ケース解説

- ▶ **出納責任者がいない場合、誰が選挙運動費用収支報告書の提出義務を負うか**

出納責任者が長期入院などで職務を果たせないときは、出納責任者の職務代行者が選挙運動費用収支報告書を提出しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書【様式と記載例】

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額 円	区	分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
○年○月○日	20,000	選挙運動		人件費	労務の無償提供のため
○年○月○日	50,000	立候補準備		事務所借料	事務所の無償提供のため
○年○月○日	1,400	立候補準備		電車賃	領収書の発行をしないため

1 令和○年○月○日 執行 山川市議会議員選挙

2 公職の候補者

氏 名 甲 山 乙 矢

3 出納責任者

氏 名 海 川 次 郎

備考1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区分を明記するものとする。

2 「支出の目的」の欄は、第三十号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする（P113参照）。

買収罪

普通買収罪（事前買収）

要件

▶ 自らが当選すること、あるいは特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「選挙運動者」とは、投票の勧誘・斡旋・誘導などを行う者のことで、単に選挙運動を依頼された者も含まれます。「財産上の利益」とは、債務（借金）の免除、支払いの猶予、保証人になること、得意先を与えることなど、財産的な価値のあるいっさいのものを含みます。「供応接待」とは、酒食などを与えたり、演劇や旅行に招待するなど、相手に慰安や快楽を与えて歓待することをいいます。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条① I 関係〕

利害誘導罪

要件

▶ 自らが当選すること、あるいは特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、選挙人や選挙運動者に対して、その者自身や、その者と関係のある社寺・学校・会社・組合・市町村などに対する用水・小作・債権・寄附・その他特殊の直接利害関係を利用して、誘導すること。

解説

「特殊の直接利害関係」とは、ある限られた範囲の選挙人や選挙運動者、またはその者が関係する団体にとってのみ特別かつ直接に利害関係があることをいいます。例えば、特定の地域の選挙人に対して、当選すればその居住する場所の道路を選挙人の負担なしに舗装するよう努力し、もしこれが不可能な場合には私財を投じて舗装する旨を演説することなどがこれに該当します。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条① II 関係〕

事後報酬供与罪（事後買収）

要件

▶ 投票や選挙運動をしたこと、またはしなかったこと、あるいはその周旋勧誘をしたことなどの報酬として、選挙人や選挙運動者に対して、金銭・物品・その他の財産上の利益や公私の職務などを供与したり、その申込みや約束をしたり、または供応接待をしたり、その申込みや約束をすること。

解説

「周旋勧誘」とは、特定の選挙に際し、候補者その他その選挙運動者等の依頼を受けまたは自発的に、選挙人あるいは選挙運動者に対して、特定の候補者に投票をし若しくは投票をしないことまたは選挙運動をし若しくは選挙運動をしないように周旋または勧誘することをいいます。選挙運動員に対して、法定額の範囲内で宿泊費などの実費を弁償することはできますが、報酬を与えると、本罪に該当します（選挙運動用事務員、車上運動員、手話通訳者および要約筆者への報酬を除く）。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①Ⅲ関係〕

利益收受および要求罪

要件

▶ 金銭・物品・その他の財産上の利益、公私の職務などの供与や供応接待を受けたり、その申込みに承諾したり、またはそれらを要求すること。あるいは、利益誘導に応じたり、自ら利益誘導を促すこと。

解説

普通買収、利害誘導、事後報酬供与は、選挙人や選挙運動者などの受け手側にも罰則が科されます。すなわち、供応接待した側や利害誘導した側だけでなく、本罪によって「された側」も罰せられます。もちろん、供応接待や利害誘導を申し込んだり、要求してもいけません。

罰則

3年以下の懲役・禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法221条①Ⅳ関係〕